

平成21年3月6日

各位

会社名:株式会社新生銀行
代表者名:代表執行役社長 八城 政基
(コード:8303:東証第一部)

新生銀行グループのTier I資本強化に関する取組みについて

株式会社新生銀行(以下「当行」という。)は、平成21年3月6日開催の取締役会において、当行グループの Tier I 資本強化に関する以下の一連の取引を行うことについて決定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 概要

当行は当行グループの Tier I 資本(BIS 自己資本比率規制における基本的項目)の強化を図るため、二つの施策を実施いたします。まず、当行の連結子会社である株式会社アプラス(以下、「アプラス」という。)が D 種優先株式保有者である国内機関投資家の一部から当該D種優先株式の一部を取得のうえ消却し、同時に同投資家向けに、当行が Tier I 優先出資証券を発行します。これにより、当行連結ベースで Tier II 資本(BIS 自己資本比率規制における補完的項目)として扱われているアプラスのD種優先株式を、Tier I 資本である優先出資証券に一部振り替えることができます。もう一つは、当行による国内少人数私募の Tier I 優先出資証券の発行です。これら一連の取引は、平成21年3月中の実行を予定しております。

2. 個別取引の概要

(1)国内適格機関投資家向け私募優先出資証券の発行を目的とした特別目的子会社の設立

当行は、現在発行しているアプラスの D 種優先株式の保有者である国内適格機関投資家に向けた私募優先出資証券の発行を目的とする Shinsei Finance III (Cayman) Limited を設立いたします。発行予定の優先出資証券は、ステップアップ型及びノンステップアップ型の配当金非累積型永久優先出資証券であり、BIS 自己資本比率規制における基本的項目(Tier I)として取り扱われます。具体的な条件については今後決定する予定です。概要については、下記「3. 発行予定の優先出資証券の概要」をご参照下さい。

(2)アプラスによる D 種優先株式の一部取得及び消却並びに H 種優先株式の発行

アプラスは、現在発行している配当金累積型の D 種優先株式の、新生銀行を除く保有者の一部より、当該 D 種優先株式の一部を取得のうえ消却します。アプラスは、取得並びに消却する同社 D 種優先株式と同額の配当金非累積型の H 種優先株式を発行し、当行はその全株を引き受ける予定です。

なお、アプラスによる D 種優先株式の取得に応じる D 種優先株主は、その償還資金の一部をもって、上記(1)記載の Shinsei Finance III (Cayman) Limited が発行する優先出資証券への投資を行う予定です。

本件(1)および(2)による一連の取引は、当行連結決算上の BIS 自己資本比率規制における補完的項目(Tier II)から基本的項目(Tier I)へ的一部振り替えとなり、資本の質の向上につながります。

(3)国内少人数私募優先出資証券の発行を目的とした特別目的子会社の設立

当行は、国内少人数私募優先出資証券の発行を目的とし、Shinsei Finance IV (Cayman) Limited を設立いたします。発行予定の優先出資証券は、ステップアップ型及びノンステップアップ型の配当金非累積型永久優先出資証券であり、BIS 自己資本比率規制における基本的項目(Tier I)として取り扱われます。具体的な条件については今後決定する予定です。概要については、下記「3. 発行予定の優先出資証券の概要」をご参照下さい。

3. 発行予定の優先出資証券の概要

| | |
|-------|---|
| 発行体 | Shinsei Finance III (Cayman) Limited 英国領ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する当行が議決権を100%保有する海外特別目的子会社 |
| 証券の種類 | 円建て配当金非累積型永久優先出資証券(ステップアップ型、ノンステップアップ型) |
| 発行総額 | 未定 |
| 配当率 | 未定 |
| 資金使途 | 当行の資本増強に利用 |
| 優先順位 | 本優先出資証券は、残余財産の分配請求権において、当行が発行する優先株式と実質的に同順位 |
| 発行形態 | 国内における適格機関投資家限定私募 |
| 上場 | なし |

| | |
|-------|--|
| 発行体 | Shinsei Finance IV (Cayman) Limited 英国領ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する当行が議決権を100%保有する海外特別目的子会社 |
| 証券の種類 | 円建て配当金非累積型永久優先出資証券(ステップアップ型、ノンステップアップ型) |
| 発行総額 | 未定 |
| 配当率 | 未定 |
| 資金使途 | 当行の資本増強に利用 |
| 優先順位 | 本優先出資証券は、残余財産の分配請求権において、当行が発行する優先株式と実質的に同順位 |
| 発行形態 | 国内における少人数私募 |
| 上場 | なし |

ご注意:この文章は、海外特別目的子会社の設立及び優先出資証券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外もしくは米国内外を問わず、いかなる有価証券の取得の申込みの勧誘、売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下「勧誘行為」という。)を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもありません。上記の優先出資証券は、日本国内外もしくは米国内外を問わず、いずれの法域においても証券届出・登録がなされておらず、また、今後登録がなされるものでもなく、適用ある法令に基づいて当該証券の届出・登録を行うか又は届出・登録の免除を受ける場合を除き、募集又は販売を行うことは許されません。

以 上